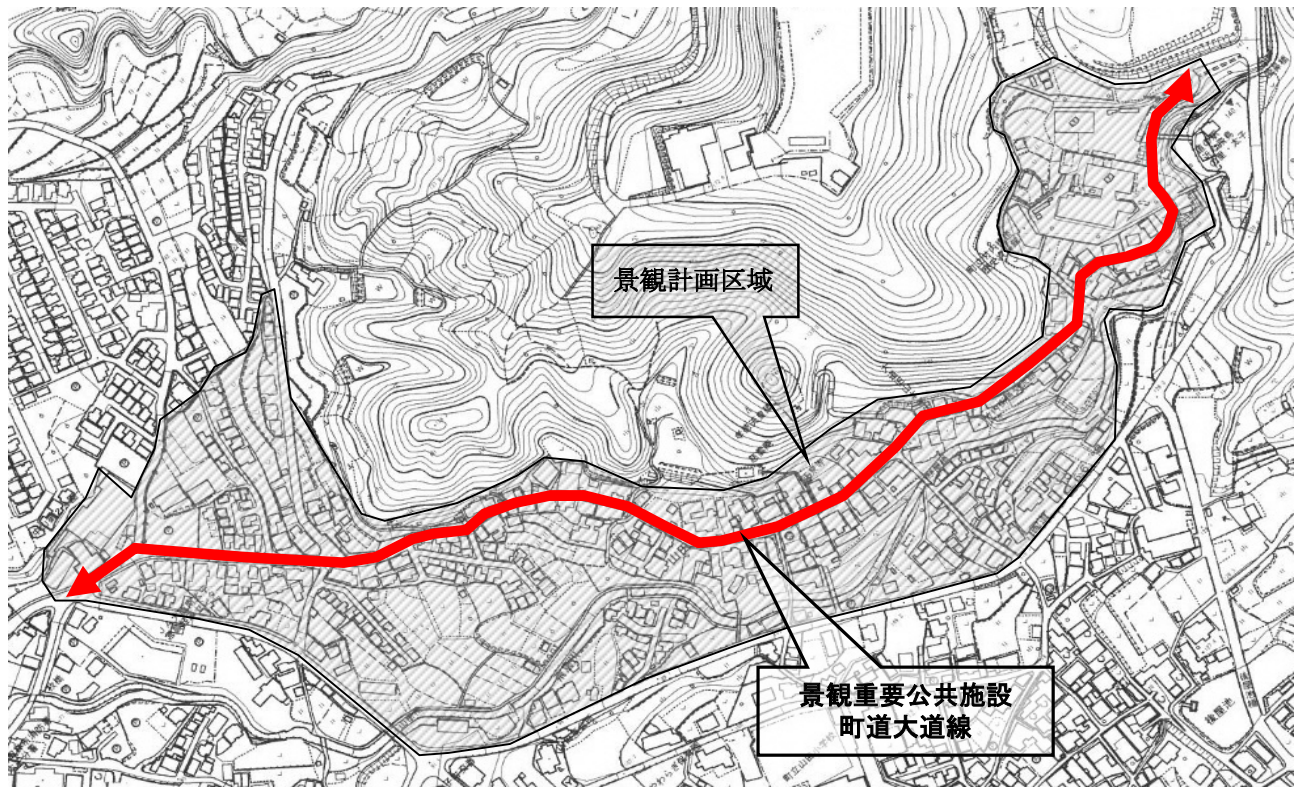
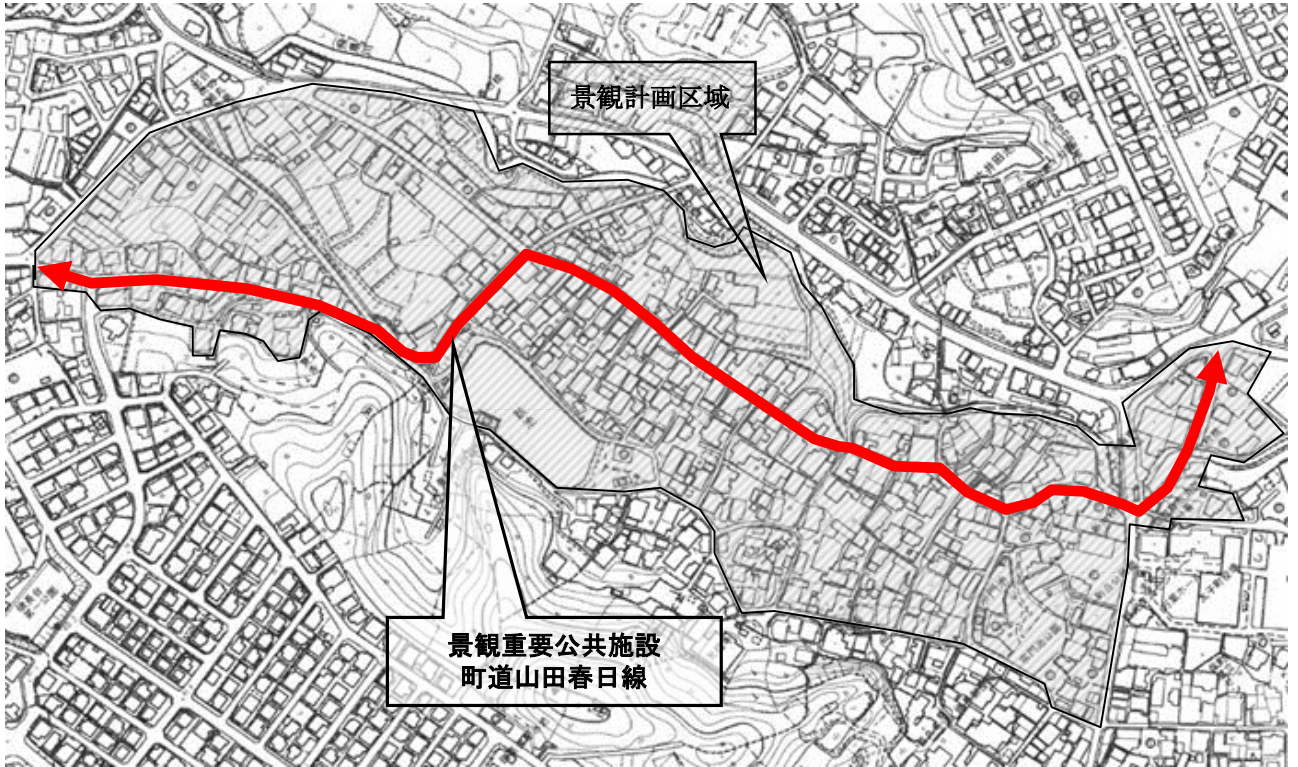


竹内街道周辺地区景観計画【概要】

(太子町景観計画の一部改訂)

○景観計画区域図



竹内街道周辺地区景観計画の目標と方針

①地区の特性

太子町における景観地域特性は、既に景観計画区域に指定されている叡福寺周辺区域とともに、竹内街道周辺区域が、太子町の中心的歴史文化景観を形成している。

②景観形成の目標

竹内街道を中心とする歴史的景観や周辺のまちなみ景観、さらに道路空間とが一体となる、調和のとれた景観形成を図る。

③景観形成の方針

- ・二上山などの山なみとともに大阪平野の眺望を確保する。
- ・良好な住環境の保全・形成を図り、良好なまちなみを継承する。
- ・歴史やまちなみの景観を継承できるような良好な色彩・デザインや植栽を施す。
- ・道路（町道山田春日線及び大道線）の整備により安全な歩行空間を創出する。

④景観重要公共施設の整備に関する方針

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

- ・安全な歩行空間の確保に努める。
- ・交通安全施設は落ち着いた色合いとし、景観形成基準に適合する色彩・デザインとする。
- ・道路舗装は沿道景観と整合のとれた歴史の感じられる色合いとし、特に歩行空間部分については可能な限り自然性も感じられる形態とする。

【景観重要公共施設に関する占用等の基準】

- ・占用物件は落ち着いた色合いとし、景観形成基準に適合する色彩・デザインとする。

⑤行為の制限に関する事項

- ・竹内街道周辺地区における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を、以下のとおり定める。
- ①届出対象行為 【別表5-①】
- ②行為の制限（景観形成基準） 【別表5-②】

⑥景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する方針

- 【景観重要建造物の指定の方針】
 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に見ることができるものを景観重要建造物として指定することができる。
- ・地域の歴史を象徴する貴重な建造物
 - ・文化的な形態意匠を有する建造物
- 【景観重要樹木の指定の方針】
 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に見ることができるものを景観重要樹木として指定することができる。
- ・地域の歴史を感じさせる古木や巨大樹木
 - ・特徴のある樹容を有している樹木
 - ・地域のシンボルとなっており、広く親しまれている樹木

別表5-① 届出対象行為

行為の種類		対象となる規模等
建築物	新築、増築、改築又は移転	○建築面積が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○変更部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築又は移転	○塀・垣・柵等外構に関する工作物で、道路面からの高さが1.5mを超えるもので、長さが5mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
開発行為		○全ての開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)
屋外広告物	表示、掲出、修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○表示面積が1㎡を超えるもの、または高さが3mを超えるもの

備考：良好な景観の形成に著しく影響を及ぼすおそれのある行為は、別途協議とする。

別表5-② 行為の制限（景観形成基準）

		景観形成基準	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは10m以下とする。 但し、神社・寺院等については、この限りでない。 また、近隣商業地域内の建築については、協議による。 	
	敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・最低敷地面積は太子町開発指導要綱に規定する住宅の各戸敷地面積とする。 但し、景観計画施行時にこの面積に満たない敷地については、その面積をもって最低敷地面積とする。 	
	形態意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根は勾配屋根を基本とする。 ・勾配屋根の材料は和瓦を基本とする。やむを得ず他の材料とする場合は、瓦形状のものを使用するなど周辺の景観に調和したものとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁の形態意匠は漆くいの白壁や板張り等、周辺の景観に調和したものとする。
		付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の付帯設備（バルコニー、配管設備、ガスボンベ等）は建築物との調和、統一感を図り、目隠し等に配慮した配置を行うものとする。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根の色彩は銀色または黒色などを基調とする。やむを得ず他の色彩とする場合は彩度及び明度を低くした色合いとし、原色等の突出したものは避けるものとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁の色彩は漆くいの白壁や板張り等による素材色とし、彩度の低い色や無彩色とする。
その他	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の形態意匠や色彩は道路からの景観、隣接する建築物等との景観に配慮したものとし、特に道路から見える部分については植栽などで修景措置を行うものとする。 ・カーポートによる場合は黒色系又は褐色系を基本とする。 	
工作物	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、垣、柵等は原則として、漆くいの白壁、垣、石垣等の自然素材を用いるものとする。 但し、コンクリートブロック塀等を用いる場合は表面に化粧を施したものを使用し、又はモルタル塗り等による仕上げを行うものとする。フェンス等を用いる場合は黒色系又は褐色系を基本とする。 	
その他	敷地内緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内での植栽やプランター等の緑化により、うるおいのある景観づくりを行うものとする。 	
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の形態意匠、色彩については周辺の景観を損なわないものとし、蛍光色を用いた広告板や点滅する電飾等は使用しないものとする。 ・屋外広告物の大きさについては必要最小限に抑えるものとし、3㎡以下とする。 但し、太子町の観光に関するものについては最大5㎡以下とする。 ・屋外広告物の高さは、10m以下とする。 但し、景観計画施行時の既存の屋外広告物の建替え等再設置（掲示）については、協議による。 	

備考：景観計画の策定時に、既にある建築物の形態意匠、色彩、その他等については制限の対象外とする。